

高知県農業経営改善促進資金要綱

第1 目的

この要綱は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法等の認定を受け、効率的かつ安定的な経営体を目指す認定農業者に対する農業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）の融通について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象となる経営改善計画

この要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は、次のとおりとする。

- 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画
- 2 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画
- 3 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

第3 資金措置

本資金は、認定農業者が必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するため、高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に造成される低利預託基金と農協系統資金等との協調融資によることとし、この場合における低利預託基金の造成及び預託の方法は、次のとおりとする。

1 知事による預託の指示

知事は、第7の3により融資機関別の貸付目標額及び預託額を決定した場合は、預託の内容及びこれに伴う低利預託基金の造成について、別記第1号様式により基金協会に対し指示を行うとともに、別記第2号様式により融資機関に対し預託指示の通知を行うものとする。

2 低利預託基金の造成

- (1) 基金協会は、低利預託基金を造成するために、知事の指示に従い貸付目標額の6分の1に相当する額以内の資金を、知事が別に定めるところにより民間金融機関から借り入れるものとする。
- (2) 基金協会は、(1)及び実施要綱第6の2の(1)の規定による借入金（認定農業者に係るものに限る。）により造成された低利預託基金を、知事の指示に従い融資機関へ預託するものとする。
- (3) 県は、(1)の借入れに当たり基金協会が負担等する額について、知事が別に定めるところにより、基金協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

3 預託の方法

融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他必要な事項は知事と基金協会とが協議して定めるところによる。

(1) 預託額

知事が定めた融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額

(2) 預託利率

年1パーセント（日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている預託

予定日から起算して14日前の日の属する月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金／預入金額300万円以上1,000万円未満／1年」の利率が1パーセント未満の場合は、当該利率)

第4 資金の内容

本資金の貸付対象者等は、次のとおりとする。

1 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす農業者とする。

- (1) 第2に定める農業経営改善計画の認定を受けていること。
- (2) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実であると見込まれる場合を含む。）。
- (3) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
- (4) (3)の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- (5) 農業経営改善計画又は資金利用申込書（第6に定めるものをいう。）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。
- (6) 県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。

2 資金使途

本資金の資金使途は、次に掲げるものその他農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）を含まないものとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設及び機械の修繕費
- (5) 地代（賃借料）並びに営農用施設並びに機械のリース及びレンタル料
- (6) 生産技術及び経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

3 貸付方法等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

- (1) 貸付方式
当座貸越、手形貸付及び証書貸付とすること。
なお、当座貸越及び手形貸付については、極度貸付方式とすること。
- (2) 利用期間
農業経営改善計画期間（同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とすること。
- (3) 担保及び保証
融資機関の定めるところによること。融資機関は、債権保全措置が形式的及び慣行的とならないよう担保及び保証人の徴求の弾力化に努めること。

4 極度額等

(1) 極度額等の上限

本資金の一農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額（以下「極度額等」という。）の上限は、次に掲げる金額とすること。ただし、市町村の農業経営基

盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあっては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が認めた額とすることができる。

区 分	一般経営	畜産経営又は施設園芸を含む経営
個 人	500万円	2,000万円
法 人	2,000万円	8,000万円

(2) 極度額等の設定

極度額等は、農業経営改善計画期間の各年度について融資機関が設定し、推進会議の認定を受けるものとする。

(3) 極度額等の見直し

融資機関は、その農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、極度額等を変更することができる。

5 貸付利率

(1) 本資金の貸付利率は、別途農林水産省経営局長から通知される貸付利率とする。ただし、借入希望者が当座貸越による貸付けを選択する場合は、これに0.5パーセント以内の金利を上乗せすることができる。

(2) 本資金は変動金利制とし、利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。

6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあっては1年以内、当座貸越にあっては1年程度の当座貸越契約期間内とする。ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができる。

7 農業経営改善計画終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の農業経営改善計画期間終了時に有する本資金の残高は、全て農業経営改善計画期間終了時に返済する。ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性の植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、農業経営改善計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

第5 融資機関による貸付け

本資金の貸付けを行う融資機関は、次によるものとする。

(1) 融資機関は、次に掲げる金融機関とすること。

ア 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

ウ 銀行

エ 信用金庫

- (2) 本資金を融通しようとする融資機関は、別記第3号様式により基金協会を経由してあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結すること。
- (3) 融資機関は、第4に規定するところに従い本資金を貸し付けること。

第6 借入手続

本資金の借入手続は、次のとおりとする。

- 1 借入希望者は、別記第4号様式の資金利用申込書兼借入申込書（以下「申込書」という。）に農業経営改善計画書（既に認定を受けているときは、認定書を含む。）を添付して、融資機関に提出するものとする。
なお、借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。
- 2 融資機関は、借入希望者から申込書を受理した場合は、推進会議に關係書類を送付するものとする。
- 3 融資機関は、本資金の貸付けについては、申込書について推進会議の認定（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めるとともに、責任を持って判断するものとする。
- 4 融資機関は、申込書を受理した日から起算して原則として1年半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合は、借入希望者にその理由を通知するものとする。

第7 貸付目標額

本資金の融資機関ごとの貸付目標額の策定については、次のとおりとする。

- 1 融資機関は、市町村その他関係機関と協議して、毎年度、融資機関貸付予定目標額を策定し、別記第5号様式により毎年11月末日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、融資機関から提出があった融資機関貸付予定目標額、高知県低利預託基金の造成見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、関係機関と協議の上、毎年度、県貸付予定目標額を策定し、これを国と協議するものとする。
- 3 知事は、国から内示を受け、県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する第3の3の預託額を決定し、別記第6号様式により融資機関に、別記第7号様式により基金協会に通知するものとする。
- 4 融資機関は、第4の6により年度を超え借換えを行うものについては、別記第8号様式により毎年2月末日までに知事へ報告を行うものとする。

第8 資金貸付け等の適正化について

- 1 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的及び慣行的とならないよう担保及び保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合は、推進会議の承諾のほか、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配

慮するものとする。

- 2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。

- (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。

- (2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等の貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

- 3 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

なお、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

第9 報告

農業経営改善促進資金等の状況報告は、次のとおりとする。

- 1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、四半期ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」を別記第9号様式により作成し、これを各四半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

- 2 低利預託基金預託等状況報告

基金協会は、1の報告をとりまとめ、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」を別記第10号様式により作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに知事に提出するものとする。

- 3 解約報告書

融資機関は、本資金の償還期間（手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内）中に解約を行う場合、「解約報告書」を別記第11号様式及び第12号様式により作成し、解約日の15日前までに知事及び基金協会へ提出するものとする。

なお、提出に当たっては解約日に変更が生じないよう事前に調整することとし、万一、解約日に変更が生じる場合は、直ちに知事及び基金協会へ報告し、今後の対応を協議すること。

第10 その他

- 1 融資機関、都道府県その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるとし、個人情報の取扱いに関する同意書（第4号様式の裏面）の確認欄に署名又は記名及び押印を求めるとする。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか本資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前の期間に係る第9に規定する農業経営改善促進資金等の状況報告については、なお従前の例による。この場合において、第8条第1項中「四半期ごと」とあるのは「平成23年7月から8月まで」と、「各四半期末の翌月の末日」とあるのは「平成23年9月末日」と、第8条第2項中「四半期ごと」とあるのは「平成23年7月から8月まで」と、「各四半期末の翌々月の15日」とあるのは「平成23年10月15日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年9月24日から施行し、平成24年7月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。